

## 戸籍・住民票等の不正取得にかかる本人告知実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）にかかる証明書等を第三者に不正取得された場合に被害者へその事実を告知する取扱いを定めることによって、証明書等の不正な請求及び悪用による権利侵害防止の一助とすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等とは、住基法に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法に規定する戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届出書の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得とは、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受けることをいう。
- (3) 特定事務受任者とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (4) 職務上請求書とは、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

### (告知の要件)

第3条 町長は、次の各号いずれかの要件を満たす場合は、告知を行うものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等にかかる交付請求書が保存され、交付の事実確認ができる場合に限る。

- (1) 住民票の写し等を取得した第三者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第135条、同法第136条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- (2) 国の機関又は大阪府の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

(告知対象者)

第4条 前条の告知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる者に行うものとする。

- (1) 住民票の写し等であって不正取得された者（以下「被取得者」という。）が特定できる場合 被取得者本人
- (2) 戸籍若しくは除籍の謄本又は戸籍の附票の写しであって、被取得者が特定できない場合 当該被取得者の筆頭者
- (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、被取得者が特定できない場合 当該被取得者の世帯主

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者にかかる不正取得は、告知の対象者としなす。

- (1) 本町に戸籍または住民票がなく、被取得者の所在が確認できない場合
- (2) 被取得者本人等が死亡又は失踪宣告を受けている場合

(告知方法)

第5条 告知対象者への告知方法は、次のとおりとする。

- (1) 町長は、第3条の告知を行う場合において、告知文（様式第1号）を作成し、簡易書留により郵送する。
- (2) 告知対象者から連絡を受けたときは、文書または面談等により説明を行うものとする。

(告知内容)

第6条 告知対象者への告知内容は、次のとおりとする。この場合において、熊取町個人情報保護条例（平成10年条例第29号）に基づく個人情報開示請求の方法についても説明するものとする。

- (1) 告知を行う理由
- (2) 不正取得の事実関係

(プライバシーの保護等)

第7条 町長は、告知の処理にあたっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、告知を行ったことにより、被取得者本人等が、不利益を受けることのないよう留意しなければならない。

(告知後の対応)

第8条 町長は、告知を行った後、被取得者本人等から人権侵害等にかかる相談があった場合は、庁内関係部署に必要な指示を行い、関係機関等と連携を図りながら対応するものとする。

(施行細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、平成23年11月1日からこの要領の施行の日の前日までに、すでに明らかになった不正取得については、第3条に規定する告知の要件とみなしこの要領を適用する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

熊住第 号  
年 月 日

告知対象者氏名 様

熊取町長

第三者による戸籍・住民票の写し等の請求・交付について（通知）

日頃から本町政にご協力いただきましてお礼申し上げます。

さて、この度、不正な手段により住民票等を取得していた事件が発覚し、本町において調査したところ、あなた様に関係する〇〇〇〇（証明書等の種類）が不正に取得されたことが明らかになりました。

つきましては、本件に関しましてご説明をさせていただきたく誠に恐縮ですが、下記までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、〇〇月〇〇日まで、ご連絡が無い場合は、説明の必要が無いものとして取扱いさせていただきますので、ご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

**【連絡先】**

〒590-0495

熊取町野田1丁目1番1号

熊取町住民部住民課 担当

072-452-6040（直通）